主

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人中西清一の上告趣意第一点について。

論旨は、原判決の維持した第一審判決は、刑法一八〇条二項を適用して、告訴がないにもかかわらず、同法一七七条前段、六〇条により被告人を処罰しているが、刑法一八〇条二項は憲法一三条、一四条一項に違反するから、これが適用を是認した原判決は違憲である、と主張する。しかしかかる論旨は、原審で主張も判断もなかつた訴訟手続に関する主張であるから、適法な上告理由とならない。

同第二点について。

論旨は量刑不当の主張であつて、適法な上告理由とならない。なお記録を調べて も刑訴四一一条を適用すべき事由は認められない。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のと おり決定する。

昭和三六年七月一九日

## 最高裁判所大法廷

裁判長裁判官	横	田	喜三	郎
裁判官	島			保
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	河	村	又	介
裁判官	λ	江	俊	郎
裁判官	池	田		克
裁判官	垂	水	克	己

裁判官	河		村	大	助
裁判官	下	飯	坂	潤	夫
裁判官	奥		野	健	_
裁判官	高		橋		潔
裁判官	高		木	常	七
裁判官	石		坂	修	_
裁判官	Ш		田	作之	助